

第

23

号

READAS
リーダーズクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダーズクラブFAXニュース

(1994年)平成6年 2月 7日 月曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

医療費控除について

納税者自身又はその納税者と生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合は、医療費控除を受けることができます。

〈医療費の範囲〉

医療費控除の対象となる医療費とは、次のもののうち、その病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えないものをいいます。

- ① 医師、歯科医師に支払った診療費、治療費
- ② 治療、診療のために必要な医薬品の購入費
- ③ 病院、診療所や助産所へ支払った入院費、入所費
- ④ 治療のためにあん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師に支払った施術費
- ⑤ 保健婦や看護婦又は准看護婦に診療上の世話を受けた費用及び診療上の世話を受けるために特に依頼した人に支払った診療上の世話の費用
- ⑥ 助産婦による分娩の介助を受けた費用
- ⑦ 次のような費用で、医師等による診療や治療などを受けるために直接必要なもの
 - i 通院費用、入院の部屋代や食事代の費用、医療用器具の購入代や賃借料の費用
 - ii 義手、義足、松葉づえ、補聴器などの購入の費用
 - iii 身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法などの規定により都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師などの診療などの費用又は i、ii の費用に当たるもの

〈医療費控除の対象とならない費用の例示〉

- イ 容姿を美化し、又は容ぼうを変えるなどの目的で支払った整形手術の費用
- ロ 健康増進や疾病予防などの医療品の購入費
- ハ 重大な疾病が発見されなかった、人間ドックなどの健康診断のための費用
- ニ 日常生活の用を足すための眼鏡、義手、義足、松葉づえ、補聴器などの購入費用

〈注意点〉

- (1) 現実に支払ったものに限って控除の対象となります。未払いとなっている医療費は、現実に支払がされるまでは控除の対象になりません。
- (2) 保険金などで補てんされる金額は、支払った医療費から差し引きます。
- (3) 配偶者や親族については生計を一にしていることが要件ですので、年の中途で生計を一になくなった場合は、生計を一にしていた期間の医療費が対象となります。

